

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 569

平成22年 6月14日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪府北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F
 Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

経 営

ロボ産業、中小に参入機運高まる
介護ロボットなどニッチ市場に的

日本の成長戦略構想「産業構造ビジョン」(経済産業省)がまとまった。原子力発電や鉄道(新幹線)などインフラの海外輸出や次世代送電網など環境・エネルギー産業に加え、ロボットなど先端技術、環境関連など5つの戦略分野の競争力を強化し、市場規模を2020年(平成32年)までに149兆円規模に拡大させる。

中でも先端技術の中心であるロボット産業は、自動車、電機産業と共に発展してきた重要分野。現在、日本の産業用ロボットの出荷台数は世界の70%を占める。産業ロボットよりも成長性があるのがサービスロボット。民生用ロボットとも呼ばれる分野は、介護・福祉、清掃、警備、移動・家事支援など多岐に渡り、2010年の市場規模は予想で約140億円、5年後には250億円が見込まれる。20年には産業・民生合わせ2.9兆円のビッグ市場と予測される。このうち民生用の割合が50%まで急伸するという。

ロボット産業は用途が広いが、開発費負担増や高価格、販路開拓で中小には荷が重い。そこで、中小・ベンチャー企業は官学の応援を受け、産業・民生とも大手が手がけないニッチ市場を狙う。産業用で大学発ベンチャーは電線点検ロボットを、官民共同のつくば市(茨城県)は走行機能付きロボットなどを開発した。特に同市は**企業立地奨励金制度**を策定し応援している。同市内のベンチャーが運動促進用の「体操ロボット」(人型・高さ70cm)を開発したのは好例。

税務会計

上場株式の取得費特例は12月まで
譲渡時期は市場動向を注視し売却

2010年度税制改正で上場株式等の取得費の特例の適用期限が今年12月31日で廃止されることが決まった。これは、2001年9月30日以前から引き続き所有していた上場株式等(同年10月1日において上場株式等に該当していたもののうち一定のもの)を2010年12月31日までの間に譲渡した場合、その上場株式等に係る譲渡所得の金額の計算上控除する取得費は、その実際の取得費と、その上場株式等の2001年10月1日の終値の80%相当額とを比較して、いずれか有利な方を選択できるというもの。その適用期限が、あと半年に迫っている。

特例対象株式の譲渡を計画している人は、みなし取得費と実際の取得費とを比べ、有利な方を選択する利点があるが、10年も前の株の取得費などは、普通分からない、と諦めてしまうもの。だが、確認方法はある。まず、一番簡単な方法は「証券業者から送付された取引報告書があるか?」。次に「取引した証券会社の『顧客勘定元帳』があるか?」。過去10年以内のものであれば、証券会社で確認可能だ。また、本人の手控えがあれば確認可能だ。日記帳や預金通帳によって取得価額が確認できるかもしれない。さらに、国税庁ホームページの「2001年10月1日の株価を調べる」で確認することもできる。

取得費が高い方が、当然、譲渡益が小さくなるわけで、みなし取得費を適用して特例対象株式の譲渡を予定している人は、株式市場の動向を注視しながら、2010年の中で売却時期を決める必要があるだろう。

今週のキーワード

企業立地奨励金制度
(つくば市)

地元産業の活性化と雇用拡大を図るため、事業所新設や増設を行う事業者に対して奨励金を交付する。対象業種は製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、学術研究、専門・技術サービス業。対象要件は「新規雇用者(常用雇用者に限る)が10名以上であり、そのうち市内に住所を有する者の割合が30%以上であること」など、地元を強く意識した条件が特徴。限度額は最大1億円(従業員数で変わる)。交付期間は1年間(ロボット関連、環境関連企業については、3年間交付)。